

実行後に行動措置が課されたプラットフォーマーによる企業結合

- 【文献種別】 審査結果／公正取引委員会
【結果公表日】 令和1年10月24日
【事例】 エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得
【結果】 問題解消措置を前提とした統合承認
【参照法令】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律10条
【掲載誌】 公取委ホームページ

事実の概要

医薬品情報提供プラットフォーム（以下、「PF」）運営事業を営むエムスリーが、医療情報データベース提供事業を営む日本アルトマーク（以下、「アルトマーク」、両社を「当事会社」）の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下、「本件行為」）を計画し実行した（平成31年4月1日実行）。関係法条は独占禁止法10条である。

本件行為は、届出要件を満たさないが、本件行為により競争が制限される懸念があったことから、公正取引委員会（以下、「公取委」）は、本件行為に係る企業結合審査を行った。その結果、当事会社が申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められ、本件審査は終了した。

審査結果の要旨**1 一定の取引分野**

役務範囲として、①製薬会社を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業、②医師を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業、③医療情報データベース提供事業を画定した。地理的範囲は、いずれの役務範囲についても日本全国と画定した。

2 市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性

本件行為は、医療情報データベース提供事業を川上市場、製薬会社／医師を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。また、エムスリーが提供する医薬品情報提供PF運営事業は、いずれも製薬会社が需要者となっていることから、本件行為は混合型企業結合にも該当する。

垂直型企業結合による市場の閉鎖性・排他性の問題について、次の2点が検討された。①事実上の標準のデータベースであるメディカルデータベース（以下、「MDB」）の提供を行うアルトマークは、本件行為により、エムスリー以外の医薬品情報提供PF運営事業者に対して、医師等のデータ提供拒否を行う能力とインセンティブを有している。②エムスリーがアルトマークを通じて、自己の競争事業者の事実上の秘密情報を入手し、これを有利に用いれば、当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれる。そして、そのような秘密情報を入手し、それを利用する形でエムスリーが営む医薬品情報提供PF運営事業の業務の中で競争に影響を与えるような判断・決定をすることが可能である。混合型企業結合による市場の閉鎖性・排他性の問題について、本件行為により、当事会社が製薬会社に対して、MDBの提供に併せて当事会社の医薬品情報提供PFを利用させたり、他社の医薬品情報提供PFを利用させないという条件を付けることや、当事会社の医薬品情報提供PFを利用することを条件にMDBの提供価格を値引きすること等（以下、「組合せ提供等」）により、混合型市場閉鎖を行う能力とインセンティブを有している。

これらのことから、製薬会社／医師を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれがある。

3 当事会社が申し出た問題解消措置の評価**(1) 投入物閉鎖に対する対応**

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、(a) 医薬品情報提供PF運営事業における競争事業者（新規事業者も含む。）（以下、「競争事業者」）へのMDB等の提供を拒絶しない。(b) 競争事業者に対して提供するMDB等の価格等の取引条件に

ついて、差別的な取扱いを行わない。本件問題解消措置により投入物閉鎖は解消されるものと評価できる。

(2) 秘密情報の共有

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、MDB等を利用した競争事業者の事業に関する非公知の情報をエムスリーの役員及び従業員に開示しないようアルトマークの役員及び従業員に周知する。

当事会社は、エムスリーの役員等が競争事業者の非公知情報を利用することができないような対応及び措置を講ずることとなる。当事会社が不当に有利なることを防止する観点から、本件問題解消措置は適切であると評価できる。

(3) 混合型市場閉鎖に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、MDB等の提供に併せて、当事会社の各種サービスを利用することや他社サービスを利用しないことを条件にせず、当事会社の各種サービスの提供に併せて、MDB等の価格を値引きしたり、MDB等の内容、品質等の提供条件等を有利に設定しない。

当事会社は、本件組合せ提供等を行うことが禁止されることとなるため、本件問題解消措置により混合型市場閉鎖は解消されるものと評価できる。

(4) 定期報告

当事会社は、本件行為後5年間、1年に1回、法務グループが本件問題解消措置の遵守状況を監査し、公取委に定期報告を行う。さらに、公取委からの情報提供要請について、特に期限を設けず対応する。

当事会社は内部監査及び定期報告を5年間行うとともに、公取委からの情報提供要請については期限の定めなく対応することを踏まえれば、これらの対応は本件問題解消措置の実効性担保の観点から、適切であると評価できる。

4 結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることが前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

解説

一 届出基準と企業結合審査

独占禁止法は、届出対象になるか否かを問わず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。国内売上高等に基づく届出基準を満たす企業結合については、実行前に届出を行わなければならない。届出対象外の企業結合についても、当事会社から公取委に相談があった場合、企業結合審査の手續に関する対応方針（以下、「対応方針」）に基づいて企業結合審査が行われる。届出対象事例や、届出対象外で相談がなされた事例において、一定の取引分野における競争の実質的制限が懸念される場合には、問題解消措置が課されることがある（対応方針6）。その他、公取委が職権で審査を行う場合もある。

本件で審査が行われた経緯は不明であるが、本件行為は届出基準を満たさないこと、本件行為が平成31年4月1日に実行され、審査結果が同年10月24日に公表されていることから、実行後に職権に基づいて企業結合審査が行われた可能性がある。本件のように、届出対象外の企業結合に職権で審査が行われ、問題解消措置が課される場合、確約制度を利用して実効性を担保することには一定の意義がある。ただし、当事会社による確約認定申請が前提となること、企業結合規制においては従来の手続下で問題解消措置を課す場合と確約制度下で問題解消措置を課す場合に大きな違いはないことから、企業結合規制における確約制度の利用は消極的に捉えられている¹⁾。

二 プラットフォーマーによる企業結合

プラットフォームへの規制のあり方が活発に議論される中²⁾、本件公表は、企業結合規制においても的確に対応するという公取委の積極的な姿勢の表れともいえる。令和元年10月24日に公表された対応方針改定案（以下、「対応方針案」）は、届出対象外の企業結合について、買収総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合に、企業結合審査を行う旨を明記した。同日に公表された企業結合ガイドライン改定案（以下、企業結合ガイドラインを「GL」、改定案を「GL案」）は、デジタルサービスの特徴を踏まえた一定の取引分野及び競争の実質的制限の考え方を示している。

本件の買収額は66億円であり、対応方針案が

新たに提示した想定からも外れる。対応方針案の想定が適切であるか、外国企業に適切に対応できるかといった問題は残る。企業結合審査では、GLが提示する既存の枠組みで検討が足りる場合もあれば、問題となる市場だけでは十分な検討ができず、当事会社がデータ蓄積等により大きな市場支配力を持ち、それが他の関連市場における競争の梃子となって競争上の問題を生じさせる場合もある³⁾。GL案の判断枠組みで対応可能か否かについて、今後の事例の蓄積が待たれる。

三 市場画定

本件では、医薬品情報提供PF運営事業には製薬会社と医師という異なる2つの需要者層があるとして、それぞれの需要者層について需要の代替性と供給の代替性が検討された。その結果、製薬会社を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業、医師を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業が画定され、二面市場が画定された。二面市場における市場画定⁴⁾について、GL案は、多面市場を形成するプラットフォームの場合、基本的には需要者層ごとに画定し、間接ネットワークが強く働くような場合には複数の市場を包含した1つの市場を重層的に画定することがあるとする(第2の1)。取引型の本件では、実態に照らし、基本的な考え方に沿って需要者層ごとに画定された。

二面市場が画定された代表的事例は、KADOKAWA／ドワンゴ事例(平成26年度事例8)、ヤフー／一休事例(平成27年度事例8)である。これらは、間接ネットワーク効果が認められる二面市場の中に存在する事業者による企業結合であった。本件は、二面市場を構成するサービス(PF)提供者と、データベース提供者との統合であり、前記2事例とはスキームは異なる。

四 垂直型企業結合による市場の閉鎖性・排他性

本件行為は、医療情報データベース提供事業を川上市場、製薬会社／医師を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業を川下市場とする垂直型企業結合に該当することから、川下市場における市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性が検討され、その可能性が認められた。

GLは、単独行動による競争の実質的制限として、市場閉鎖、すなわち投入物閉鎖及び顧客閉鎖

による市場の閉鎖性・排他性の問題を挙げる(第5の1(1))。垂直型企業結合により当事会社が市場閉鎖を行う能力を有しているか、また、そのような行為を行うインセンティブを有しているかが検討されてきた。GL案では、市場閉鎖の能力及びインセンティブの観点から検討を行うことが明記され、本件においても同様に検討された。

投入物閉鎖の能力は、当事会社から取引拒否等を受けた川下の競争事業者が、容易に取引先を切り替えることができるか否かが検討される。本件では、MDBが事実上の標準となっており、川下の競争事業者による取引先の変更が困難であることから能力が肯定された。

投入物閉鎖のインセンティブは、当事会社による取引拒絶等により、当事会社の利益が増加するか否かという観点から検討される。本件では簡単にインセンティブが肯定されている。本件で投入物閉鎖により失われる利益は、アルトマークの売上に占める、川下市場における競争事業者への売上である。投入物閉鎖により得られる利益は、エムスリーが川下市場における競争事業者の市場シェアを奪うことを通じて実現される利益である。MDBに基づかないPFは、需要者である製薬会社／医師からは選ばれないことを前提とすると、投入物閉鎖による利益を確実にエムスリーに振り向かせることが可能であると判断することは妥当であるといえる。ただし、利益の程度が明らかになれば、より説得的であった。

ヤマハ／KYB事例(平成25年度事例6)では、川上市場及び川下市場の両方において想定される売上の増減、その可能性の程度、投入物閉鎖が行われることによる他の商品の売上への影響が検討された。投入物閉鎖のインセンティブは、不確実性の大きい抽象的、一時的なものに過ぎないとして否定された。日立金属／三徳事例(平成29年度事例2)では、川下市場の当事会社の(a)供給余力が相当程度あること、(b)売上額が川上の当事会社の売上額よりも数倍大きいこと等から、投入物閉鎖のインセンティブが肯定された。

五 情報共有

本件では、エムスリーが、アルトマークを通じて、自己の競争事業者の事実上の秘密情報を入力し、自己に有利に用いることにより、当該競争事業者が不利な立場に置かれ、市場の閉鎖性・排他

性の問題が生じる可能性が認められた。

GLは、秘密情報の入手を、垂直型企業結合における単独行動による競争上の問題点としては挙げていない。しかし、公取委スタッフの見解⁵⁾では、市場の閉鎖性・排他性が生じる可能性があるとしてされていた。GL案は、垂直型／混合型企業結合について、単独行動による競争の実質的制限として秘密情報の入手を挙げている。競争事業者の事業上の秘密情報の入手が単独行動による競争上の問題とされた代表的事例としてASML／サイマー事例（平成24年度事例4）がある。

六 混合型企業結合による市場の閉鎖性・排他性

本件では、アルトマークのMDB提供事業と、当事会社の医薬品情報提供PF運営事業の需要者がいずれも製薬会社であることから、組合せ提供による市場の閉鎖性・排他性の問題が検討された。

GLは、混合型企業結合が行われ、当事会社グループの総合的な事業能力が増大する場合に市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるときがあるとす（第5の1(1)）。しかし、異業種の事業者間の混合型企業結合事例では、主に組合せ供給が検討されてきた。GL案は将来の組合せ供給の懸念を能力及びインセンティブの観点から事前に検討することとしている（第6の2(1)ア）。本件の判断枠組みからも同内容が確認可能である。

本件では、MDBが事実上の標準となっており、組合せ供給が行われた場合に需要者である製薬会社が受け入れざるを得ないことから能力が肯定され、競争事業者の排除により利益増加が可能であることからインセンティブが肯定された。キラーコンテンツと、共通の需要者に提供される製品との組合せ供給の能力及びインセンティブが肯定された事例として、クアルコム／NXP事例（平成29年度事例3）、ブロードコム／ブロード事例（平成29年度事例4）がある。本件の判断枠組みは、これらの事例と同様のものである。本件は既に蓄積されたデータ提供者とサービス提供者の企業結合であり、企業結合によるデータの蓄積が懸念される事例とは異なるため、既存の判断枠組みで検討が足りた事例といえる。

本件では、医薬品情報提供PFにおいて提供される医薬品情報が増加すると、医薬品情報の提供を受ける医師会員の数が増加し、また、医師会員

が増加すると医薬品情報提供PFにおいて提供される医薬品情報の数が増加するという間接ネットワーク効果への直接的な言及はない。しかし、本件では、間接ネットワーク効果の存在が前提となって市場の閉鎖性・排他性が検討されている。MDBと医薬品情報提供PF運営事業の共通の需要者は製薬会社であるにもかかわらず、組合せ供給による市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性を、製薬会社のみならず、医師を需要者とした医薬品情報提供PF運営事業にも認めた。

なお、組合せ供給のインセンティブは、投入物閉鎖のインセンティブと同様、簡単に肯定されている。

七 問題解消措置

本件の問題解消措置は、(a)MDBの差別的提供の禁止、(b)秘密情報共有の禁止、(c)組合せ供給の禁止である。いずれも行動措置であり、GLが原則とする構造措置とは異なる。GLでは、問題解消措置は、原則として、企業結合実行前に講じられるべきものであること、実行後に問題解消措置を講じることとなる場合には、期限が適切かつ明確に定められていることを必要としている（第6）。本件では、実行後に永続的な問題解消措置が課されている。

(a)及び(c)は、当事会社による問題解消措置の不履行があった場合、競争事業者や需要者による発見の可能性がある。他方、(b)は内部的な措置であり、不履行の発見が困難といえる。行動措置の期間が永続的であるのに対して、定期報告の期間が5年に設定されていることから、実効性が十分に担保されているとは言い難い。

●注

- 1) 池田千鶴『『独占禁止法70年』平成29年度シンポジウムの記録第1部：報告概要・企業結合規制』経法38号（2018年）97頁。
- 2) 泉水文雄「デジタル・プラットフォームのルール整備と競争政策」公取821号（2019年）3頁。
- 3) 伊永大輔＝小川聖史＝寺西直子「データと競争法・競争政策」公取804号（2017年）71頁。
- 4) 川瀬昇＝武田邦宣「プラットフォーム産業における市場画定」RIETI Discussion Paper Series 17-J-032（2017年）。
- 5) 田辺治＝深町正徳『企業結合ガイドライン』（商事法務、2014年）194頁。